

(別紙)

不用品売却に係る仕様書

1 契約期間

契約締結日から令和6年8月31日まで

2 売却する物品

PET-CT 装置 1式

装置機種名：GE社製 Discovery ST Elite16

整備年月日：平成21年1月29日

※ 校正用線源は売却対象外（校正用線源の取り外しを行い、岩手県立中央病院に引渡すこと）

3 売却する物品の引渡し日時

岩手県立中央病院が指定する日時とする。（8月10日（土）午前中（予定）までに機器を撤去すること）

4 売却する物品の引渡し場所

岩手県立中央病院（岩手県盛岡市上田一丁目4番1号）

5 売却する物品の搬出作業について

- (1) 搬出する日時および場所ならびに搬出作業手順については、事前に岩手県立中央病院、買受人、更新機器納入業者の3者で協議を行い、岩手県立中央病院が了承をした内容により作業を実施すること。
- (2) 買受人は機器等を搬出する際には、引渡し場所の建物・設備等を破損しないよう、また、人的被害が発生しないよう十分に留意のうえ作業を行うものとし、必要に応じて養生等および、安全確認用作業員の配置を行うこと。
- (3) 買受人は、搬出作業時は清潔なユニフォームおよび会社名と指名を記載した名札を着用し、身分を証明できるようにすること。

6 引渡しにかかる作業等について

上記5を含め、下記についてすべて買受人側の負担にて行なうこと。

- ・ 機器の解体、搬出、収集運搬およびこれらに伴い発生する作業。
- ・ 機器に保存されている個人情報（患者データ）については、他者に漏れることの無いよう厳正に管理し、確実に消去を行ない、その証明書を岩手県立中央病院へ提出すること。
- ・ 機器撤去の前に汚染測定を行うこと